

【秋田県外の国公立高等学校等専攻科在籍者用】

奨学給付金の申請手続きについて
(通常期の申請)

○対象となる世帯

令和7年7月1日現在、次のすべてに該当する世帯

- (1) 保護者等が秋田県内に住所を有していること。
- (2) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額等が次の区分に該当する世帯であること。

世帯区分1 非課税である世帯

世帯区分2 105,500円未満である世帯

世帯区分3 105,500円以上264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯

- (3) 生徒が高等学校等専攻科に在学していること（平成26年4月1日以降に入学した者に限る。）。

ただし、専攻科に在籍した期間が通算して24月を超える場合などは、対象となりません。

○提出書類

①	☐	・ 奨学給付金受給申請書（様式1－1）
②	☐	・ 保護者等全員の「令和7年度課税証明書」等 令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかるもの（課税証明書、非課税証明書、市町村民税・道府県民税等特別徴収税額等の決定通知書の写し）
③	☐	・ 扶養親族申告書（様式12）※世帯区分3に該当する世帯 市町村民税における扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等又は個人番号カードの写し 市町村民税の扶養親族に反映されない新たに生まれた子等がいる場合には出生証明書、母子手帳又は戸籍抄本等
④	☐	・ 振込口座届（様式10） 口座は申請者（保護者等）本人名義のものに限ります。 ・ 通帳の写し 金融機関・店名・口座番号・口座名義（カナ）がわかる部分
⑤	☐	・ 個人対象要件証明書（様式2） 在学している学校から証明を受けてください。

○提出期限等 令和7年8月29日（金）必着

※提出期限後は受付できませんのでご了承ください。

○提出先 〒 010-8580

秋田県秋田市山王三丁目 1 - 1

秋田県教育庁高校教育課 調整・企画チーム

TEL 018-860-5161

FAX 018-860-5808

※簡易書留・特定記録郵便・持参のいずれかで提出してください。

○給付方法等 給付が決定した場合には、届けのあった口座に振り込みます。
(11月頃を予定)